

	ラムサール・ネットワーク日本
	東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3F (〒110-0016)
	TEL / FAX: 03-3834-6566
	Eメール: info@ramnet-j.org
	ウェブサイト: https://www.ramnet-j.org

2025年1月29日

千葉県市川市長 田中 甲 様

団体名: NPO 法人ラムサール・ネットワーク日本  
共同代表 永井 光弘



### 三番瀬塩浜地区の人工干潟造成計画についての質問書

私たちラムサール・ネットワーク日本は、地域の草の根グループや世界のNGOと連携しながら、ラムサール条約に基づく考え方・方法により、すべての湿地の保全、再生、賢明な利用の実現に寄与することを目的として活動している団体です。

市川市は、同市塩浜2丁目階段式護岸の前面海域に0.5haの範囲で浚渫土の投入による人工干潟造成計画(以下、本計画)を進めています。当該地域を含む三番瀬は、環境省の「日本の重要湿地500」に選定され(2016年)、また「ラムサール条約湿地潜在候補地」にも選定される(2010年)など極めて重要な湿地です。本計画対象地を含む猫実川河口域には泥質特有の多様な生物が生息しており、千葉県が2004～2005年に実施した「市川海岸塩浜地区における生物調査結果」(※1)によれば、動物195種、植物15種を確認したと記されており、環境省レッドデータブック記載種が1種、千葉県レッドデータブック記載種が11種含まれています。千葉県の『平成22年度三番瀬自然環境総合解析報告書』では、猫実川河口域について「猫実川河口周辺のみ高密度のアナジャコ類等の生息孔やヤマトオサガニ等の希少種が確認され、アサリの確認は比較的少ない等、泥質の浅場に対応した生物相が形成されている。三番瀬海域には泥質の浅場環境を有する区域は他にはなく、生物の生息環境の多様性という面で重要な場所である」と評価されているとの報告もあります(※2)。

ラムサール条約の考え方に基づいて“すべての湿地”の保全・賢明な利用を願う私たちは、元々ある極めて重要な自然の干潟・浅海域に浚渫土を投入して人工的な干潟造成を行う本計画について、2026(令和7)年度にも浚渫土を活用した覆砂が予定されていることを深く憂慮します。

こうした立場から、本計画について以下質問します。2025年2月20日までに上記当団体宛にご返信ください。

1. ラムサール条約決議VIII.16「湿地再生の原則とガイドライン」(※3)の附属文書「湿地再生の原則とガイドライン」12では、「定量的データも主観的評価も、現時点で利用できる再生技術で人の手が入らない自然生態系の状態に匹敵するものを創出した事例はほとんどないことをはっきりと示している」と指摘し、本文のパラグラフ10において「全ての締約国に対して、湿地の再生あるいは創出が自然湿地の喪失に置き換えられるものではないことを認識することを求める」としています。本計画地は重要な自然の浅海域であり、人工的に浚渫土を入れることは上記ガイドラインに反します。

環境省野生生物課は、地元市民団体との懇談のなかでも「人工干潟の成功例は把握していない」「貴重な湿地を潰して人工干潟をつくることの必要性は理解できない」との見解を示しています(※4)。また、環境省は「藤前干潟における干潟改変に対する見解について(中間とりまとめ概要)」(※5)で、「価値の高い自然がある場合は、自然本来の姿をとどめることがまず最優先されなければならない」と指摘しています。

例えば人工海浜における底生生物による窒素浄化能力は自然干潟に遠く及ばず、「手を加えることで海の自然環境を守っていく」との市長説明はまったく理解できません。本計画が自然保護に資するとする根拠を具体的にお示してください。

2. 千葉県は、同じく猫実川河口域で計画していた人工干潟造成事業を2016年に中止しました。中止の理由は、「自然環境再生への効果は限定的で、多額の整備費や管理費を要することが明らかになった」ことです。県が委託した『三番瀬干潟的環境形成検討業務委託報告書』(※6)では「各項目においてその評価は一長一短であった」と評価され、生物の定着が比較的認められる案では砂泥の継続的な補充が必要となる一方、砂泥の流出抑制に配慮した案では生物の定着が阻害されるとされ、干潟を維持することと生き物の定着を両立させることは困難であることがいねいかつ具体的に示されています。

市川市の本計画も基本的に千葉県の計画と同様に浚渫土を投入する造成事業である以上、干潟を維持することと生き物の定着を両立させることは困難なのではないかと推察されます。市川市が、本計画は①干潟の維持(土砂流出の防止)と生き物の定着の両立が可能である、②費用対効果が優れていると判断する根拠を具体的にお示してください。

3. 本計画は、投入された浚渫土の周辺海域への流出も懸念されます。市川市は「県が実施した砂付け試験では砂の流出はない」と述べていますが、県の試験場は砂が流出しにくい角地である一方、本計画は波浪の影響を受けやすい海域です。本計画地周辺に浚渫土が拡散堆積する影響が懸念されます。航路の浚渫土は嫌気状態のヘドロであることが多く、浚渫土の投入は底生生物にダメージを与えることから、県の砂付け試験では君

津地域の山砂を利用しました。浚渫土を投入する本計画が自然保護に資するとは到底考えられませんが、市長の見解を具体的な根拠を持ってお示してください。

4. 市川市は本計画の目的について「海に直接触れられる憩いの場を創出し、砂遊びや干潟の生物の観察などにより、未来を担う子供たちをはじめ、市民の方々の環境意識の醸成を図るもの」と説明しています(※7)。しかし、市川市には江戸川放水路の河口に広大な自然干潟があるのですから、市民が海に触れられる場としてはここを活用すべきです。質問1で述べたように、ラムサール条約決議VIII.16は「全ての締約国に対して、湿地の再生あるいは創出が自然湿地の喪失に置き換えられるものではないことを認識することを求める」としています。市川市は江戸川放水路の河口干潟は海ではないとしていますが、人工干潟以上の価値がある場所であり、憩いの場としてここを排除する理由はありません。トイレや駐車場など市民が親しめる環境を整備するだけで十分機能します。さらに言えば、現在の塩浜地区階段状護岸はすでに公園化されて、釣り人などの憩いの場として利用されています。

また、兵庫県明石市の大蔵海岸での人工砂浜の陥没事故の教訓もあります。それでもなお本計画が優れているのでしょうか。市長の見解を具体的にお示してください。

5. ラムサール条約決議VIII.16「湿地再生の原則とガイドライン」(※3)附属文書「湿地再生の原則とガイドライン」15には、「湿地再生は、地域社会の利害関係者や、事業からは地理的に離れていたとしても事業からの影響を受ける利害関係者、例えば下流域に住む人々が参加する公開された過程でなければならない。対象地内外の地域社会、先住民族、企業の利害を含む様々な分野に及ぶ全ての利害関係者が、湿地再生事業の最も初期の検討段階に始まり、事業実施の間中、そして長期間に及ぶ管理体制作り(スチュワードシップ)に渡って十分に参加できるようにすべきである」とあります。

本計画は多額の公的予算を必要とすることからすべての市川市民は利害関係者であり、意志決定に必要な情報を公開し、その意見を尊重しなければなりません。市長は市民団体が実施した選挙時の公開アンケートにおいて、「人工干潟ではなく、自然環境を大切にしたい」と回答しています(※8)。市長就任後に表明した「人工干潟造成に政治生命をかけている」との公約を反故にし、民意に反して来年度にも工事を強行することは許されません。これまで問うてきたように本計画はさまざまな問題があり、立ち止まって市民の意見をよく聞くことが大切と考えますが、市長の見解をお示してください。

以上

(出典および参考)

- ※ 1 「市川海岸塩浜地区における生物調査結果」  
<http://www.sanbanze.shizen2.jp/seibutu.pdf>
- ※ 2 <http://www.sanbanze.shizen2.jp/kaiseki01.html>  
<http://sanbanze.shizen2.jp/san318.html>
- ※ 3 ラムサール条約決議VIII.16「湿地再生の原則とガイドライン」  
[https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/ramsa/COP8/res\\_16.pdf](https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/ramsa/COP8/res_16.pdf)
- ※ 4 自然通信ちば NO.169
- ※ 5 環境省「藤前干潟における干潟改変に対する見解について(中間とりまとめ概要)」  
<https://www.env.go.jp/press/828.html>
- ※ 6 「三番瀬干潟的環境形成検討業務委託報告書」(平成 27 年 3 月)  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/sanbanze/sanbanse/sanbanse/documents/gaiyouban.pdf>
- ※ 7 市川市ウェブサイト：塩浜親水事業  
<https://www.city.ichikawa.lg.jp/gyo08/0000439865.html>
- ※ 8 三番瀬署名ニュース NO.111